

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
EHC403号室空気配 管増設工事(一式)	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1 番22号	令和5年7月1日	ユニオンメディカル株式会社 東京都調布市下石原1丁目41番10	1,870,000円	契約業者は、当センターの医療ガス 配管設備の保守業者であり、過去の 実績により必要な能力及び経験を有 し迅速かつ円滑に実施できるのは契 約業者のみであること、また、契約の 性質又は目的が競争を許さないた め。(日本赤十字社会計規則第36条 第4項)	
電気給湯器における内 部部品更新工事 (10台)	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1 番22号	令和5年6月23日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	2,090,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、 過去の実績により必要な能力及び経 験を有し、迅速かつ円滑に実施でき るのは契約業者のみであること、また、 契約の性質又は目的が競争を許さな いため。(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
各所自動ドア整備 工事(9カ所)	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1 番22号	令和5年7月4日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	6,160,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、 過去の実績により必要な能力及び経 験を有し、迅速かつ円滑に実施でき るのは契約業者のみであること、また、 契約の性質又は目的が競争を許さな いため。(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
滅菌水供給器配管カウ ンターユニット主要部 品の一斉交換	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1 番22号	令和5年7月4日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	3,410,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、 過去の実績により必要な能力及び経 験を有し、迅速かつ円滑に実施でき るのは契約業者のみであること、また、 契約の性質又は目的が競争を許さな いため。(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
自動制御機器 熱源コ ントローラー更新作業 について	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1 番22号	令和5年8月1日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	4,994,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、 過去の実績により必要な能力及び経 験を有し、迅速かつ円滑に実施でき るのは契約業者のみであること、また、 契約の性質又は目的が競争を許さな いため。(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
CGS1・2号機補機整備作業	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号	令和5年8月1日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	10,780,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
CGS1・2号機ガス流量調整器交換作業	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号	令和5年8月1日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	6,050,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
中央監視装置用UPS交換作業について	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号	令和5年8月1日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	4,620,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
機械式駐車装置2・3号機インバータ更新工事(一式)	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号	令和5年8月21日	IHI運搬機械株式会社 東京都渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル5号館5階	23,100,000円	本工事の実施については、機械式駐車装置を製造した契約業者以外では対応が不可であることから、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
受変電設備におけるSPD(避雷器)改修工事(SS2の非常系統)(一式)	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号	令和5年7月4日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	6,820,000円	契約業者は、当センターの施設設備管理運営業務を委託している業者であり、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
遗体冷蔵庫修理(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年9月20日	サクラ精機株式会社 東京都中央区新川1-25-12 新川フロンティアビル	2,368,300円	遗体冷蔵庫の修理については、当該機器を設置を行ったサクラ精機(株)による早急な修理対応が必要なため、日本赤十字社会計規則第36条4項の「契約の性質または目的が競争を許さない場合」の規定に基づき随意契約とする。	
No. 3号機エレベーター内通信機器更新作業(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年9月20日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	1,160,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
内視鏡システム保守委託契約1式(健康管理センター)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年9月29日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 富士フィルム西麻布ビル	1,003,200円	システムの製造業者が富士フィルム株式会社であり、販売店が関連会社である富士フィルムメディカル株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
非常用発電設備始動用蓄電池の更新作業について	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年8月28日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	18,480,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
加圧給水ポンプのインバーター及びCPU基板の更新作業	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年9月22日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	4,510,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
炉筒煙管ボイラ(B-2) 給水ポンプ整備交換作 業について	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1 番22号	令和5年7月20日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	1,320,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、 過去の実績により必要な能力及び経 験を有 し、迅速かつ円滑に実施できるのは契 約業者のみであること、また、契約の 性質 又は目的が競争を許さないため。(日 本赤十字社会計規則第36条第4項)	
CGS排熱温水利用流 量計交換作業	日本赤十字社医療センター 契約管財課 東京都渋谷区広尾四丁目1 番22号	令和5年7月20日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	1,155,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、 過去の実績により必要な能力及び経 験を有 し、迅速かつ円滑に実施できるのは契 約業者のみであること、また、契約の 性質 又は目的が競争を許さないため。(日 本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。